

「自立支援医療費の支給認定について（案）」

## 本案について

本案は、障害者自立支援法の自立支援医療に係る実施要綱についての本日時点の案文（未定稿）であり、今後変更のあり得るものですので、その取扱いにはご注意願います。

本案は、

- ・ 通知本文
- ・ 別紙 1 自立支援医療費支給認定通則実施要綱
- ・ 別紙 2 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱
- ・ 別紙 3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱
- ・ 別紙 4 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱

から構成しています。

なお、別紙 1 については、「自己負担上限額を定める際の所得区分の認定について」を基に、追って通知案文を作成しお示しする予定です。

また、別紙 2～4 については、現行の育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る実施要綱に係る通知を基に適宜の修正を加え作成しています。

平成17年 月 日  
障発第 号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

### 自立支援医療費の支給認定について

標記については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、平成18年4月1日から自立支援医療として、自立支援医療費支給認定通則実施要綱（別紙1）、自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（別紙2）、自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（別紙3）及び自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱（別紙4）によって実施することとなったので、御了知のうえ、円滑な執行を図りつつ、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

なお、昭和62年7月3日児発第593号「身体に障害のある児童に対する育成医療の給付について」、平成5年3月30日社援更第89号「更生医療の給付について」及び健康保険及び精神障害者福祉に関する法律第32条に規定する精神障害者通院医療費公費負担の事務取扱いについて（昭和40年9月15日衛発第648号）は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、今回の改正により、昭和45年10月21日社更第89号通知「先天性心臓疾患による心臓機能障害者に対する更生医療の給付について」、昭和54年5月10日社更第56号通知「じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について」、昭和55年5月20日社更第82号通知「更生（育成）医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について」、昭和57年3月23日社更第43号通知「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋列の歯科矯正の更生（育成）医療を担当する医療機関の指定について」及び平成10年4月8日障第230号「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について」に定める更生医療の給付の決定等については、本通知の事務手続により行うものであること。

自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱

法第58条第1項に基づく自立支援医療費（育成医療）の支給認定（以下「支給認定」という。本要綱において同じ。）の事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。

第1 自立支援医療（育成医療）の対象

自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。本要綱において同じ。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、これを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であつて、確実なる治療効果が期待しうるものとする。

1 育成医療の対象となる疾患を障害区分により示せば、次のとおりであること。

- (1) 肢体不自由によるもの
- (2) 視覚障害によるもの
- (3) 聴覚、平衡機能障害によるもの
- (4) 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
- (5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

2 内臓障害によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法及び小腸機能障害に対する中心静脈栄養法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

第2 支給認定の申請

支給認定の申請は、障害者自立支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第 号。以下「規則」という。本要綱において同じ。）第 条に定めるところによるが、その具体的事務処理は次によること。

1 申請に当たっては、申請書（別紙様式○）に指定自立支援医療機関の担当医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。本要綱において同じ。）（別紙様式○）、受診者及び受診者と同一の「世帯」（規則で定めるところによる自立支援医療における世帯をいう。本要綱において同じ。）に属する者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。本要綱において同じ。）、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯の証明書、市町村民税（均等割・所得割）非課税世帯については受給者に係る収

入の状況が確認できる資料)の他、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付させること。

- 2 医師の意見書は、支給認定に当たっての基礎資料となるものであるから、法第54条第2項の指定自立支援医療機関の担当医師の作成したものであること。

### 第3 支給認定

- 1 都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)が所定の手続による申請を受理した場合は、申請者について育成医療の要否等について、育成医療の対象となる障害の種類、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び育成医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に認定を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。

なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額の算定は、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用(食事療養の費用を除く。)について健康保険診療報酬点数表によって行うものとする。

- 2 都道府県知事は、当該申請について、育成医療を必要とすると認められた場合は、「世帯」の所得状況を確認の上、「重度かつ継続」への該当・非該当、別表に定める自己負担限度額の認定を行った上で、規則の定めるところにより、自立支援医療受給者証(以下「受給者証」という。本要綱において同じ。)(別紙様式○)及び自己負担上限額管理票(別添様式○)を申請者に交付すること。認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、通知書(別紙様式○)を申請者に交付すること。

なお、受給者証の交付に当たっては次の点に留意されたい。

- (1) 支給認定の有効期間は、当該自立支援医療費の支給の終了期限であるので、その記載に当たっては、指定自立支援医療機関と十分連絡の上、治療予定期間に受給者証の送達等のための若干の余裕日数を見込む等育成医療に支障のないよう配慮すること。
- (2) 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、原則3ヶ月以内とし、3か月以上に及ぶものについての支給認定に当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とすること。
- (3) 本人が死亡した場合又は身体の状態から育成医療を受ける必要がなくなった場合は、当該者に交付していた受給者証を速やかに都道府県知事に返還させること。

### 第4 育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更

- 1 支給認定の有効期間が終了し、再度の支給認定を申請する場合(以下「再認定」という。)、申請者は、申請書(別紙様式○)に医師の意見書、被保険者証等、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料の他、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については特定疾病療養受療証を添付の上、都道府県知事あて

申請すること。都道府県知事は再認定の要否等について、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を前記の却下手続に準じて通知書を交付すること。

- 2 有効期間内に医療の具体的方針の変更について、申請者から申請があった場合、変更の申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、都道府県知事あて申請すること。都道府県知事は育成医療の変更の要否等について変更が必要であると認められるものについて、変更後の新たな受給者証を交付すること。変更を必要としないと認められるものについては認定しない旨を前記の却下手続に準じて通知書を交付すること。

## 第5 自立支援医療費の支給の内容

- 1 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた育成医療に係る費用について、都道府県が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。
- 2 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、規則第 条第 項に列挙されているとおりであるが、それらのうち移送等の取扱いについては、次によること。
  - (1) 移送費の支給は、本人が歩行困難等により必要と認められる場合に支給することとし、その額は必要とする最小限度の実費とすること。  
なお、介護者が必要と認められる場合は、付添人の移送費についても支給して差支えないこと。
  - (2) 移送費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、申請者から都道府県知事に申請させること。
- 3 支給認定の有効期間中において、育成医療の対象疾病に直接起因する疾病を併発した場合は、その併発病の治療についても自立支援医療費の支給の対象として差支えないこと。

## 第6 育成医療に係る診療報酬の請求、審査及び支払

- 1 診療報酬の請求、審査及び支払については、昭和29年社発第353号通知「医療扶助並びに更生医療及び育成医療の給付に伴う診療報酬の審査及び支払に関する事務の委託について」、昭和49年児発第655号通知「育成医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」及び昭和51年衛発第792号通知「公費負担医療に関する費用の審査支払事務を日本鉄道共済組合に委託する契約について」に定めるところによること。
- 2 自己負担額については、指定自立支援医療機関において本人から受領するもので

あること。

#### 第7 医療保険各法との関連事項

医療保険各法と自立支援医療費の支給との関係は、障害者自立支援法施行令（平成17年政令第 号）第 条に基づき、医療保険各法による医療の給付が優先すること。

したがって、結果的に、自立支援医療費の支給は、いわゆる医療保険の自己負担部分を対象とすることとなるものであること。

#### 第8 その他

- 1 受給者証の交付及び自立支援医療費の支給について台帳等を備え付け、支給の状況を明らかにしておくこと。
- 2 本要綱に係る各種様式の例は別添のとおりであるので、参考とされたい。

自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

法第58条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）の支給認定（以下「支給認定」という。本要綱において同じ。）についての事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか本要綱により行い、もって自立支援医療の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。

第1 自立支援医療（更生医療）の対象

自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。本要綱において同じ。）の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する者であって、确实なる治療効果が期待しうるものとする。

1 更生医療の対象となる疾患を障害区分により示せば、次のとおりであること。

- (1) 肢体不自由によるもの
- (2) 視覚障害によるもの
- (3) 聴覚、平衡機能障害によるもの
- (4) 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
- (5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、小腸機能障害に限る）
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

2 内臓障害によるものについては、手術により障害の除去又は軽減が見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもものは除くこと。

なお、腎臓障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法及び小腸機能障害に対する中心静脈栄養法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

第2 支給認定に係る事務の委任

支給認定については、福祉行政の第一線機関である福祉事務所の長に事務を委任して行うこと。ただし、福祉事務所を設置していない町村についてはこの限りでないこと。

第3 支給認定の申請

支給認定の申請は障害者自立支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第 号。以下「規則」という。本要綱において同じ。）第 条に定めるところによるが、その具体的事務処理は次によること。

1 申請者は、別紙様式〇による申請書に指定自立支援医療機関の担当医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。本要綱において同じ。）、身体障害者手帳の写し、受診者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。本要綱において同じ。）、



受診者と同一の医療保険に属する者の被保険者証等、受診者の属する「世帯」（規則で定めるところによる自立支援医療における世帯をいう。本要綱において同じ。）の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯の証明書、市町村民税（均等割・所得割）非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）の他、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長（支給認定の事務を委任された福祉事務所の長を含む。本要綱において同じ。）に申請すること。

2 医師の意見書は、支給認定に当たって基礎資料となるものであるから、法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の担当医師が作成したものであること。

3 市町村長は、所定の手続による申請を受理した場合は、備付けの自立支援医療申請受理簿に記入し、かつ、申請者が申請の資格を有するか否かを検討し、申請の資格を有すると認められた者については、身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。本要綱において同じ。）の長に対し、更生医療の要否等についての判定（以下「判定」という。本要綱において同じ。）を依頼するとともに、必要に応じ、申請者に期日を指示し、更生相談所に来所させること。

なお、申請者について、その資格を有しないと認められた場合には、様式〇〇による通知書を申請者に交付すること。

#### 第4 更生医療の要否の判定

1 判定の依頼を受けた更生相談所の長は申請者について判定を行い、判定書及び付属書類を作成し市町村長に送付すること。

2 判定は、申請者について、医学的、心理学的及び職能的に行うものであるが、特に医学的判定については、支給認定を行うかどうかについての的確な判定を行うことは勿論、更生医療を必要とすると認められた者については、医療の対象となる障害の種類、「重度かつ継続」の該当・非該当、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に判断を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。

なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額の算定は、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用（食事療養の費用を除く。）について健康保険診療報酬点数表によって行うものとする。また、老人保健法の対象者の更生医療の支給に要する費用の概算額の算定は、老人診療報酬点数表によって行うものとする。

#### 第5 支給認定

1 市町村長は、更生相談所の判定の結果、更生医療を必要とすると認められた申請者について、支給認定を行い、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付すること。

また、判定の結果、更生医療を必要としないと認められた者については前記第3の3の却下手続に準じて通知書を交付すること。

なお、支給認定の際に指定自立支援医療機関において実施する医療以外に移送等を必要とすると認められた者については、それらに要する費用額の算定を行った調査書を作成すること。

2 更生医療と他の法律による医療の給付等との関係は、更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られるので他の法律による療養の給付等とは対象を異にし、原則として競合することはないこと。

ただし、例外的に他法によるものと更生医療とが同時に行われた場合には、本人が直接負担する部分についてのみ更生医療の対象とすること。

3 受給者証の交付に当たっては、「世帯」の所得状況及び更生相談所の判定書に基づき「重度かつ継続」への該当・非該当、別表に定める自己負担上限額の認定を行った上で、規則の定めるところにより、別紙様式〇による受給者証及び別添様式〇自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。

4 有効期間は、当該自立支援医療費の支給の終了期限であるので、その記載にあたっては、指定自立支援医療機関と十分連絡の上、治療予定期間に受給者証送達等のための若干の余裕日数を見込む更生医療に支障のないよう配慮すること。

5 更生医療の具体的方針は、判定書に基づき、受給者証裏面別紙に詳細に記入すること。

6 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に限られること。

7 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則3ヶ月以内とし、3か月以上に及ぶものについての支給認定に当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害に抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とすること。

8 本人が死亡した場合又は医療を受けることを中止した場合は、当該者に交付していた受給者証を速やかに市町村長に返還させること。

## 第6 更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更

1 支給認定の有効期間が終了し、再度の支給認定を申請する場合（以下「再認定」という。）、申請者は別紙様式〇の申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書及び被保険者証等、受診者と同一の医療保険に属する者の被保険者証等、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料の他、腎臓機能障害に対する

人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請すること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を、前記第3の3の却下手続に準じて通知書を交付すること。

- 2 有効期間内に医療の具体的方針の変更について、身体障害者本人から申請があった場合、変更の申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、市町村長あて申請すること。市町村長は、更生相談所の長に対し、変更の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、変更が必要であると認められるものについて、変更後の新たな受給者証を交付すること。変更を必要としないと認められるものについては認定しない旨を、前記第3の3の却下手続に準じて通知書を交付すること。

## 第7 自立支援医療費の支給の実施

- 1 市町村長は、支給認定を受けた者が更生医療を受けた指定自立支援医療機関に対し、必要に応じ、治療経過・予定報告書(以下「報告書」という。)の提出を求めること。ただし、当該指定自立支援医療機関が薬局の場合はその必要はないこと。
- 2 指定自立支援医療機関において支給認定の有効期間を延長する必要があると認める場合には、報告書にその旨を記入して提出させること。この場合において単なる期間延長として認められる期間は、原則として、2週間以内でかつ、1回に限ることとする。この場合、更生相談所における判定は要せず、市町村長の判断により期間延長の承認を行って差し支えないこと。それ以上の期間を要するものについては、医療の具体的方針の変更として前記6(2)の取扱いによること。
- 3 自立支援医療費を支給する場合にあつては次によること。
  - (1) 更生医療は指定自立支援医療機関において現物給付によって行うことを原則とし、現物給付に代えて費用を支給することは止むを得ない事情がある場合に限るようにされたいこと。
  - (2) 移送費の支給は本人を移送するために必要とする最小限度の経費とすること。なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。
  - (3) 施術はマッサージのみ認めることとし、この場合は当該指定自立医療機関にマッサージ師がなく、かつ、担当の医師の処方に基づいて指定する施術所において施術を受ける場合にのみその料金を支給すること。
  - (4) 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。  
なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであるから支給は

認められないこと。

(5) 移送費、施術料及び治療材料費の費用の算定は次によること。

ア 移送費の算定は、移送のために必要な最少限度の実費とすること。

イ 施術料は保険局長通知「はり・きゅう、あんま、マッサージにかかる療養費の支給について」により算定すること。

ウ 治療材料費の算定は、健康保険の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例によること。

#### 第7 指定自立支援医療機関における診療報酬の請求及び支払

1 診療報酬の請求は、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付のうえ、当該指定自立支援医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提出させること。

2 自己負担額については、指定自立支援医療機関において本人から受領するものであること。

#### 第8 診療報酬の審査、決定及び支払

1 診療報酬の審査については「更生医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託について」及び「更生医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」の通知によること。

2 診療報酬の額の決定は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこと。

#### 第9 施行期日

この通知は、平成〇〇年〇月〇日から施行すること。